工事費内訳書へ記載する内容について

●材料費及び労務費

材料費及び労務費については、直接工事費の内数として記載すること。

材料費については、主要な材料費は必須項目とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費等については、任意項目とします。

労務費については、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくて構いません。

表１　工事費内訳書へ記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	・主要な材料費	・積み上げ積算方式の工種 ・施工パッケージ型積算方式の工種（営繕工事を除く。）
任意項目	・雑材料 ・建設機械の燃料費 ・仮設材の賃貸料金	・市場単価方式の工種 ・土木工事標準単価方式の工種 ・建設機械の運転労務
不要項目		・現場技術職員等の給与・手当 ・資材搬入の運転労務

●法定福利費の事業主負担額

現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額を現場管理費の内数として記載すること。

なお、営繕工事については工事原価の内数として記載すること。

●建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金）

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額を現場管理費の内数として記載すること。

※対象となる労働者がいない場合は、金額欄に「ー」と記載すること。

●安全衛生経費

労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費である「安全衛生経費」は、次表を参考とし、工事原価の内数として記載すること。（※詳細な内訳作成は求めません。）

表２「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

<table>
<tr><th colspan="3">費用区分</th><th colspan="2">主な内容</th><th>細目</th></tr>
<tr><td rowspan="6">直接工事費</td><td colspan="2" rowspan="6">工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）</td><td colspan="2">足場</td><td>・枠組足場、単管足場、吊足場等
・手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱</td></tr>
<tr><td colspan="2">支保工</td><td>・型枠支保工、橋梁架設等支保工</td></tr>
<tr><td colspan="2">土留め</td><td>・仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）</td></tr>
<tr><td colspan="2">土留め支保工</td><td>・切梁、腹起（裏込めコン含む）</td></tr>
<tr><td colspan="2">作業構台</td><td>・乗入構台、荷受構台、作業構台
・ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車
・重機移動用敷き鉄板</td></tr>
<tr><td colspan="2">交通規制</td><td>・交通誘導警備員</td></tr>
<tr><td colspan="2">仮囲い</td><td>・仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート</td></tr>
<tr><td rowspan="9">間接工事費</td><td rowspan="7">共通仮設費</td><td>準備費</td><td colspan="2">調査費用</td><td>・埋設物調査試掘ほか</td></tr>
<tr><td rowspan="6">安全費</td><td>交通管理に要する費用</td><td>交通規制に要する費用</td><td>・規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板</td></tr>
<tr><td rowspan="5">安全管理等に要する費用</td><td>監視連絡等に要する費用</td><td>・列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置</td></tr>
<tr><td>安全意識、注意喚起に要する費用</td><td>・各種注意看板標識、安全掲示板</td></tr>
<tr><td>保護具類</td><td>・ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣</td></tr>
<tr><td>作業環境</td><td>・換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか）
・排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具</td></tr>
<tr><td>警報設備</td><td>・土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道）
・風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計</td></tr>
<tr><td>営繕費</td><td colspan="2">倉庫、材料保管等に要する費用</td><td>・火薬庫など</td></tr>
<tr><td>現場環境改善費</td><td colspan="2"></td><td>・照明器具、熱中症対策設備</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">現場管理費</td><td colspan="2">疾病・衛生対策費</td><td>・健康診断（一般・特殊健診）</td></tr>
<tr><td colspan="2">安全訓練研修等に要する費用</td><td>・特別教育、各種資格のための講習受験費用
・避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT</td></tr>
</table>